令和５年度畜産経営体質強化緊急支援事業支援金交付要項

（趣旨）

第１条　この要項は、飼料価格高騰の影響を受けにくい経営への構造転換を図るため、飼料コスト削減や生産性向上に取り組む畜産農家に対して、配合飼料価格安定制度では補填しきれていない価格上昇分支援することを目的として実施する令和５年度畜産経営体質強化緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（事務の取扱い）

第２条　高知県（以下「県」という。）から、令和５年度畜産経営体質強化緊急支援事業委託業務の業務を受けた受託者（以下「受託者」という。）が事務の取扱いを行う。

（交付の対象）

第３条　支援金は、令和５年度畜産経営体質強化緊急支援事業委託業務において、取組計画書を提出した県内の生産者（以下「申請者」という。）のうち、以下の要件を満たすものに対して交付する。

（１）令和５年度第１四半期又は第２四半期分の配合飼料価格安定制度の補填金を受け取っていること。

（２）別表１に定める経営改善の取組メニューのうち、ア～イから１つ以上、ウ～カから１つ以上の合計２つ以上に取り組むこと。

（３）法人の場合は、本社が県内にあること。

２　前項の規定にかかわらず、別表第２に掲げる要件に該当する事業者その他支援金を交付することが適当でないと知事が認める事業者は、交付の対象としない。

（金額・上限単価）

第４条　交付する支援金は、申請者の配合飼料価格安定制度の補填対象数量に別表第３のとおり県が定める単価を乗じた金額とする。

２　前項の県が定める単価は、１トン当たり6,000円以内とする。

（申請方法）

第５条　支援金の申請については、県又は受託者が定める方法により申請しなければならない。

（支援金の交付等）

第６条　受託者は、申請者が支援金交付対象であることを確認の上、県が定める期日までに申請者に振り込むものとする。

（支援金の返還等）

第７条　受託者は、補填金の交付を受けた申請者が、経営改善の取組を適切に実施していない事が判明した場合、当該申請者に対して交付した支援金について、県の定める期日までに返還させるものとする。

２　県は、支援金の交付を受けた申請者が、虚偽その他不正の行為によって交付を受けた事が判明した場合、当該申請者に対して交付した給付金について、返還させるものとする。

（その他）

第８条　この要項に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、県と受託者とが協議の上決定するものとする。

附則

　この要項は、令和５年６月22日から施行する。

別表１（経営改善の取組メニュー）

ア、国産飼料給与量の増加

イ、配合飼料給与量の削減

ウ、デジタル技術の導入（DX化）

エ、堆肥の有効活用（GX化）

オ、生産効率の向上

カ、労働生産性の向上

別表２

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という）第２条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的な又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表３（支援金単価の計算式）

支援金単価＝（①ー②）×1/2

　①支援対象期間の平均輸入原料価格ー支援対象期間の国の補填金単価

②令和３年度平均の平均輸入原料価格ー令和３年度平均の国の補填金単価

※平均輸入原料価格：国の補填金の積算根拠となるとうもろこし等配合飼料原料の平均価格

①

支援金単価＝（①ー②）×1/2

R３平均

②

平均輸入原料価格（補填金を除く）

国の補填金

支援対象期間